

運転手業務遵守事項

受託者は、送迎バス業務に当たる運転手に対し、以下の事項を遵守させること。

- 1 運転手は、福祉車両を運行する意識をもって道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。特に、教育センター周辺の道路は道幅が狭いため、状況に応じて徐行をするなど、一層の安全運転を心掛けること。
- 2 運転手は、業務を遂行するために必要のないものを車内に持ち込んで서는ならない。
- 3 利用児の乗降時における安全の確保に努めること。
- 4 不測の事態が発生したときは、その旨速やかに管理者に連絡し、適切な措置を講じること。
- 5 事故や故障により車両火災が発生した場合は、利用児を安全な場所に避難誘導すること。
- 6 教育センター敷地内、運行・待機中の車輦内及び文京区公共の場所における歩行喫煙等の禁止に関する条例において禁止されている地域で喫煙してはならない。
- 7 業務遂行に当たり服装及び身だしなみに十分配慮を行うこと。
- 8 利用児及びその保護者と良好なコミュニケーションを築くよう努力し、公平かつ誠実に対応すること。
- 9 利用児の障害に配慮した慎重かつ適切な運行業務を行い、人権侵害となる態度や行動を行わないよう十分注意すること。
- 10 利用児及び保護者への対応等で不明な点がある場合については、事業執行担当者と連携をとり、問題解決に努めること。
- 11 駐停車時及び運行時の走行等、近隣への配慮を十分行い、近隣住民等と良好なコミュニケーションを築くよう努めること。